

明楽寿共済の概要とその主旨

(ご契約のしおり)

この共済は死亡保障と入院保障を組合せた、非常に単純な保険です。

1. 保障内容

- ◆ 基本となる保障は、死亡保障100万円・入院保障1日あたり1万円です。
- ◆ 入院保障は病気入院・ケガ・事故入院とも1日あたりの保険金額は同額です。
- ◆ 入院保険金は5日以上の入院に対して、1年間で最高60日分までの入院保険金を支払います。

5日以上の入院であれば、入院日数分(60日が限度ですが)の保険金を支払います。

5日以上としたのは、1日分・2日分の入院保険金は少額すぎてあまり保険給付として意味がないということです。また5日入院すると5日分の入院保険金を支払うのも同様に、たとえば5日入院して4日分足切りで1日分しか保険金が出ないのはあまり意味がないと思っています。

- ◆ 入院保険金を支払うためには、病院の入院証明書を出してもらわなければならない。それを入手するための手間とコストを考えると、なおさら1日分・2日分の入院日額を支払うのは意味がないと思っています。

将来この共済の財政基盤が安定したら、この入院証明書代のような保険金請求のための必要経費は会社持ちということにしたいと思っていますが、当面は収支がどうなるかわからないので、一般の保険会社のやり方に合わせて入院証明書等を入手する費用は、被保険者あるいは受取人負担ということにします。

- ◆ 60日が限度ということですが、これは各保険年度ごとに60日ですから、ある意味【毎年60日入院できます】ということです。
- ◆ これが基本的な考え方なのですが、世の中にはどうしても日帰り入院から、とにかく入院した以上保険金をもらいたいという人もいます。なので、このような人向けにもう一つのタイプの保障も用意しました。こちらの方は1日あたり入院保険金額が5,000円ですが、1日だけの入院でも保険金を支払いますし、保険年度ごとの入院

保険金の限度も120日分までとしています。

日額1万円で60日あるいは5,000円で120日というのは最高60万円ということで、2006年4月から始まる少額短期保険業の保険金額の制限を念頭に置いています。

入院日額が5,000円のタイプは、死亡保険金が50万円となっていて、どちらのタイプも死亡保険金が入院日額の100倍となっています。

- ◆ なお入院日数の数え方は、入院した日も退院した日も計算に入れるやり方をとります。そのためいわゆる日帰り入院は入院日数1日、1泊2日の入院は入院日数2日・・・と数えます。
- ◆ もう一つ大事なことを言い忘れていました。死亡保障ですが、明楽寿共済の死亡保障は、本当に死亡した時だけの保障です。一般の保険会社や共済などの死亡保障は、高度障害の時にも死亡と同じ保障をすることが多いのですが、明楽寿共済では高度障害になっても、死亡と同様の取扱いにはしません。

保険会社というのは(共済もそうですが)順調にいくと確実に儲かる商売です。というのも、もともとそうなるように保険料を計算してあるからです。

さてそうやって確実に儲かるのが現実になると、それならもう少し保険料を安くしても良いんじゃないかということになります。

保険料を安くしても、その結果もっとたくさんの契約が取れると良いのですが、保険料が安くなるだけで契約の数が増えないと、保険会社としては全体としての収入が減ってしまいます。

そのためこの保険会社でも共済でも、多少は保険料を下げるにしても、それよりむしろ余った保険料で新たな保障を提供するというのをします。今までと同じ(あるいは今までよりちょっと安い)保険料でおまけにこんな保障も付いてくるんです。お得でしょう?というわけです。保険会社もおまけの保障で保険金をちょっと多目に払わなければならないにしても、保険料収入を減らさないで済むので大満足です。

契約者も保険会社も良かった良かったという話ですが、実際の所、もっと安くなっても良い保険料を安くしないで、その代りに余計(余分)な保障を『おまけ』として買わされているということになります。

というわけで、明楽寿共済の死亡保障は本当に死亡した時だけの保障です。お間違えなく。

2 . 保障開始日

- ◆ 保険契約は保険会社と契約者との間の契約なのですが、いつ契約したかというのが必ずしもはっきりしません。

契約者が申込書に記入・押印し、1回目の保険料を払い込んでから、その書類が保険会社に届いて、内容を保険会社がチェックし、契約を引受けると決定するまでには何日も(何週間も)かかります。

そのため一般の生命保険では【責任開始日】という言葉を使って、いつから保険の保障が始まるのかを明確にしています。

- ◆ 明楽寿共済では、同じように【保障開始日】という言葉を使うことにします。

3 . 保険期間・保険年度

- ◆ 保険期間は保険の保障が始まってから保障が終わるまでの期間です。被保険者が死亡するとそこで保障は終了します。また契約が失効すると、そこでも保障が終了します。
- ◆ 契約が解約される場合、一般の保険会社の保険ではそこで保障も終了してしまうのですが、明楽寿共済の場合はその時点で払込まれている保険料に対する保障期間(保険年度)が終わるまでは、保障が継続することにしています。

年の途中で契約を解約しても残期間中の保険料を返さない代わりに残期間分の保障もしますということです。

- ◆ 一般の保険会社の場合、保障期間は加入した日を基準に丸1年、丸2年と数えていくのですが、明楽寿共済ではこの代わりに、【被保険者の誕生日】を基準にすることにしました。保険年度は被保険者の誕生日の月の翌月1日から次

の誕生日の月の末日までの1年間というわけです。

これはこれでわかりやすいのですが、誰もがちょうど誕生日の月に明楽寿共済に入ってくれるわけではありません。そこで最初の保険年度だけは1年より短い年度として、保障が始まる時からその直後の被保険者の誕生日の月の末日までということにします。

たとえば、10月生まれの被保険者の場合

<8月5日に保障が始まるとすると>

最初の保険年度は8月5日～10月31日までの3ヵ月弱。

その後は毎年11月1日～翌年の10月31日まで

ということになります。

<保障の開始が10月25日だとすると>

最初の保険年度は10月25日～10月31日までの、たったの7日間

ということになります。

4 . 保険料の払込

- ◆ 保険料は各保険年度の分の保険料をその直前の月(被保険者の誕生月になります)に払ってもらう、というのが基本の考え方です。
- ◆ ただし、この共済に最初に加入する時はそういうわけにいかないのが加入時に最初の保険年度(これは必ず1年未満の長さになります)の保険料を払ってもらいます。
- ◆ 加入後すぐに誕生月が来て次の保険料を払ってもらう、というのも面倒なので、加入の時には次の保険年度分の保険料も一緒に払い込んでもらいます。
- ◆ 結果的に通常は1年分の保険料、加入の時だけ1年分ないし1年11か月分の保険料を払ってもらうということになります。
- ◆ このように保険料を前払いしてもらうので、保険料を払った保険年度が始まる前に保険期間が終了してしまうような場合にはその保険料は払い戻すことにします。
- ◆ また、2回目以降の保険料の払込には猶予期間の規定も設けました。
- ◆ ついっっかり保険料の払込を忘れてしまったよ

うな場合でもすぐには保険を失効させないで、保険料を払って保障を続けてもらう仕組みです。

5. 被保険者の年齢

- ◆ 生命保険の場合、被保険者の年齢は、保険年度の考え方と密接に関わっています。

一般の保険会社の場合、保険に加入する時に被保険者の年齢を計算し、それを固定してしまいます。あとはそこから丸1年・丸2年経つごとに1歳・2歳加えていくというやり方です。

36歳で入った人が保険年度の途中で誕生日が来て37歳になったとしても、そんなことはお構いなしに丸々1年経つまで、ずっと36歳だということです。

- ◆ 明楽寿共済のやり方は保険年度が被保険者の誕生日ベースになっているので、毎年誕生日が来る度にその翌月から年齢が1年(歳)上がるということになります。

6. 保険料の計算

- ◆ 一般の保険会社の場合、保険料は一定です。何年かおきに上がる場合もありますが、それまでは毎月同じ保険料です。
- ◆ 明楽寿共済は、保険料が毎年変わります。通常は毎年歳を取るごとに保険料が高くなります。
- ◆ 一般の保険会社の保険のように、ある一定の期間、保険料が変わらないというのは、その期間を通して平均的な保険料を計算してそれを使うということです。
- ◆ 明楽寿共済の場合は、毎年毎年その年の被保険者の年齢に応じた保険料を払ってもらうというやり方です。
- ◆ 明楽寿共済では保険料は保険年度分をまとめて払ってもらいます。月払いというのは当面取扱いません。
- ◆ 保険会社にとって一番手間のかかる作業は、毎月(あるいは毎年)きちんと保険料を払ってもらうということです。

銀行の口座からの自動引落としをする場合であっても、そのための手数料を銀行に払い、また保険会社の方でも毎回手間がかかります。

保険料の払方を毎月払いでなく、年1回払いにするだけで、そのための手間は1/12に減りません。

- ◆ 保険料の額が毎月何万円ということであれば、その費用は毎月の保険料に上乗せしたとしてもあまり負担に感じないでしょうが、明楽寿共済のように年に何万円ということになると、その費用もバカになりません。

結局のところ毎月払いのコストのために銀行に手数料を支払い、保険会社にも費用を払い、ついでにそれぞれ多少の利益も上乗せして払っている、その全てを契約者が負担していることになります。

- ◆ 明楽寿共済では契約者に負担していただくコストをできるだけ少なくするために、このような【保険料の年1回払い】というやり方を採用しました。
- ◆ 年1回払い、とすると1年分の保険料が何万円かになります。月払で保険料が何千円、という商品のほうが安いような気もして一度に何万円もの保険料を払うのを躊躇してしまうかもしれません。しかし、入ってすぐに止めてしまうのではなく、少なくとも1年2年と続けるのであればこの方が結局は保険料が安くなるのですから何とかまとめて保険料を払ってもらいたいと思っています。1年も経たずに何ヵ月かでやめてしまうのであれば保険料は無駄になってしまいますし、会社にとっても余計な手間ばかりかかってちっとも得になりません。
- ◆ 通常は年1回払いで1年分の保険料を払って頂けば良いのですが、「3. 保険期間・保険年度」の所で説明したように、最初の1回目だけ保険年度が1年より短くなります。

この保険年度の保険料は、その保険年度の長さ(月数)によって、1年分の保険料×月数/12という計算式で計算します。

この(月数)を計算するとき、端数の日数は切り捨てて計算します。

たとえば前の10月生まれの被保険者で、8月5日に保障が始まるケースの場合、最初の保険年度の長さは2ヵ月と27日ですが、この27日

を切り捨てて、【1年分の保険料×2/12】と計算します。

もう一つの10月生まれの被保険者で、10月25日に保障が始まるケースの場合、最初の保険年度の長さはたった7日ということになり、この日数を切り捨ててしまうと0ヵ月ということになります。【1年分の保険料×0/12=0】ですから、最初の保険年度の保険料は0円になってしまいます。

- ◆ 保険料をもらわないで保障を始めるというわけにもいかないの、加入する最初だけは第1保険年度の保険料と、第2保険年度分の保険料を合わせて払ってもらうということにしています。

即ち、上の8月に保障が開始するケースの場合

第1保険年度の2ヵ月分の保険料と

第2保険年度の1年分の保険料

合わせて1年2ヵ月分をまず最初に払って下さいということです。

10月に保障が始まるケースについては

第1保険年度の保険料はなしで

第2保険年度の1年分の保険料

で1年分の保険料になります。

結局の所最初に払っていただく保険料は、少ないケースでは1年分から、多いケースで1年11ヵ月分ということになります。

- ◆ このようにして保険料をまとめて払ってもらうことにより、2回目の保険料の支払いまで、1年間の準備期間が取れます。
- ◆ この1年間に2回目以降の保険料をどのように払っていただくか、決めようと思っています。

口座引落しにするか、毎回面倒でも郵便局または銀行から振込んで頂くか、決めることになります。

口座引落しも、郵便局の口座からの引落しに限定するか、どこの銀行の口座でも良いとするかによって、コストが大幅に違ってきます。

郵便局の口座からの引落しであれば1件あたり25円で済みますが、どこの銀行の口座からでもということになると、これは収納代行会社のサービスを利用しなくてはならないことになり、その場合1件あたり150円位のコストがかかります。

ます。

- ◆ 1年間に十分多くの契約が集まり収支も良好であれば、1件150円位まあ良いかということになるかも知れませんが、契約が集まらなかったり、収支があまり芳しくなかったりしたら、口座引落しは郵便局限定で、あとは直接契約者に振込んで頂くということになるかも知れません。
- ◆ いずれにしても保険年度が被保険者の誕生日の翌月1日から翌年の誕生月の末日までということになっていて、その保険料をその保険年度のちょうど誕生日の月に払込んでもらうことですから、「お誕生日おめでとうございます。また1年健康で長生きして下さい。ついては今年の分の保険料を払って下さい。」ということになります。

たまたま保険に入ることにした日がいつまでも基準になるというより、誕生日が基準になる方がわかりやすいのではないのでしょうか。

7. 解約

- ◆ 契約者はいつでも契約を解約することができます。
- ◆ 解約しても解約返戻金は支払いません。
- ◆ となると既に払ってしまっている保険料に対する保険年度に残期間があると保険料が無駄になってしまいます。
- ◆ そのため、契約が解約されても払ってしまっている保険料に対する保険年度に残期間がある場合はその保険年度が終了するまで保障を継続することにしました。
- ◆ その意味で、解約というのは実質的に、保険年度終了時での解約の予約、ということになります。

8. 詐欺による無効

9. 告知義務

10. 重大事由による解除

- ◆ 明楽寿共済では基本的に契約者=被保険者という形で加入して頂きたいと考えています。
- ◆ 生命保険は物のやり取りなしのお金のやり取り

ですから、この制度を悪用してお金儲けをしようとする人もいないわけではありません。

- ◆ そのような人が不当に保険会社からお金を引き出すのを防ぐ手段が、この
告知義務違反による解除
詐欺による無効
重大事由による解除
の3点セットです。

明楽寿共済は保険金額も少額で、悪いことはしようとしても多分できないと思います。

でも一応、念のためにオマジナイ代わりに、これらの規定を約款に入れておくことにしました。

11 . 契約者・死亡保険金受取人の変更

- ◆ 保険の保障は被保険者の死亡・入院に対する保障です。そのため、被保険者を変更することはできません。
- ◆ 契約者や死亡保険金受取人は変更することが可能です。
- ◆ 具体的手続きは会社に問い合わせてください。

12 . 年齢・性別の誤りの処理

- ◆ 被保険者の生年月日、性別は保障の期間や保険料を計算する基本的な情報です。これが間違っていると保障の期間や保険料の計算が違ってきてしまいます。
- ◆ そのため、間違いが見つかったら会社の定める方法で間違いを訂正します。

13 . 契約者配当

- ◆ 会社の計算が間違っていなければ保険料は保障を支払って十分余ってくる予定です。
- ◆ それを会社が全部丸儲け、とはしないで会社と契約者で山分け、ということにしたいと思いません。
- ◆ その具体的なやり方については別途会社が定めます。